

# ○香川県警察職員の被服の貸与に関する訓令

平成13年 5月29日

警察本部訓令第22号

改正 平成15年 5月13日本部訓令第13号、平成26年 3月 3日本部訓令第 2号、令和元年 6月13日本部訓令第 4号、令和 3年 3月30日本部訓令第 5号、令和 4年 3月22日本部訓令第 4号、令和 5年 2月10日本部訓令第 3号

香川県警察職員の被服の貸与に関する訓令を次のように定める。

香川県警察職員の被服の貸与に関する訓令

香川県警察職員被服貸与規程（昭和29年香川県警察本部訓令第 9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、香川県警察に勤務する職員（警察官を除く。以下「職員」という。）に対して貸与する被服（以下「貸与被服」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（被服の貸与）

第 2 条 香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、次の各号のいずれかの業務に従事する職員に対し、予算の範囲内において、業務遂行上必要な被服を貸与するものとする。

- （1） 浄書印刷
- （2） 護送の補助
- （3） 物品の調達又は検収
- （4） 施設の整備又は維持管理
- （5） 自動車の整備又は点検
- （6） 警察用航空機の整備
- （7） 警察用船舶の操船又は整備
- （8） 現場鑑識
- （9） 交通安全施設の整備又は維持管理
- （10） 運転免許技能試験
- （11） 前各号に掲げる業務のほか、警察本部長が被服の貸与を必要と認める業務

（貸与被服の種別、数量及び貸与期間）

第 3 条 貸与被服の種別、数量及び貸与期間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、警察本部長が特に必要があると認めるときは、貸与被服の種別若しくは数量を増減し、又は貸与期間を伸縮することができる。

（貸与被服の着用及び着用期間）

第 4 条 被服の貸与を受けた職員（以下「被貸与者」という。）は、定められた業務に従

事するとき、貸与被服を着用するものとする。ただし、当該職員の所属の長（以下「所属長」という。）が着用を要しないと認めるときは、この限りでない。

2 貸与被服の着用期間は、別表第2のとおりとする。ただし、警察本部長が気候その他の状況により必要があると認めるときは、その期間を伸縮することができる。

（貸与期間の計算）

第5条 貸与期間は、着用期間の定めのあるものについては一の着用期間の経過をもって、着用期間の定めのないものについては貸与された月を基準とし、使用期間12箇月をもって、それぞれ1年として計算する。

（貸与被服の制式等）

第6条 貸与被服の地質、色及び制式は、別表第3のとおりとする。

（取扱上の注意）

第7条 被貸与者は、貸与被服を滅失、き損等のないように注意しなければならない。

2 被貸与者は、貸与被服を滅失し、又はき損したときは、速やかに所属長を経て警察本部長に届け出なければならない。

3 警察本部長は、前項の規定による届出を受けた場合において、その滅失し、又はき損した被服に代わる被服の貸与を必要と認めるときは、それに代わる被服を貸与するものとする。

4 被貸与者は、貸与被服を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

（弁償責任）

第8条 被貸与者は、本人の故意又は重大な過失により貸与被服を滅失し、又はき損したときは、当該被服の代価として警察本部長の定める額を弁償しなければならない。

（返納）

第9条 被貸与者は、その身分を失い、若しくは休職を命ぜられたとき、又は配置換により貸与されている被服に係る業務に従事しなくなったときは、貸与被服を所属長を経て警察本部長に返納しなければならない。

（貸与品整理表）

第10条 警察本部警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、警察本部長が被服の貸与に係る業務に従事することとなった職員に被服を貸与したときは、別記様式の貸与品整理表を2部作成し、1部を所属長に送付しなければならない。

2 警務課長及び所属長は、必要の都度、貸与品整理表を整理し、貸与等の状況を明らかにしておかなければならない。

3 所属長は、被貸与者が配置換により貸与されている被服に係る業務に再び従事することとなったときは配置換先の所属長に、その身分を失い、若しくは休職を命ぜられたとき、又は配置換により貸与されている被服に係る業務に従事しなくなったときは警務課長に、貸与品整理表を送付しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の訓令の規定により貸与されている被服については、改正後の訓令の規定により貸与されたものとみなす。ただし、その貸与期間については、なお従前の例による。

附 則（平成15年5月13日本部訓令第13号）  
この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月3日本部訓令第2号）  
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

- 附 則（令和元年6月13日本部訓令第4号）
- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
  - 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第5号）  
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日本部訓令第4号）  
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月10日本部訓令第3号）  
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（別表及び別記様式 省略）